税務相談室

資産損失

北海道医師会顧問税理士　中村　孝一

質問１　某建設会社に診療所の新築工事を依頼し、請負契約の際に手付金として200万円を支払いましたが、工事に着工して間もなくその建設会社は倒産してしまいました。そのため、やむを得ず別の会社に再依頼して工事を続行していますが、200万円の手付金は返済してくれそうもありません。経費として処理してよろしいでしょうか。

回　答　手付金の額のうち、完成部分に対応する部分の金額を除き必要経費となります。

事業用の資産を取得するために手付金を支払っている場合において、その目的とする資産を取得することができず、そのうえ、手付金の返済も受けられなくなったということは、その手付金はいわゆる貸倒れになったことを意味します。

ところで、事業用の資産を取得するために支出する手付金は、事業上生じた債権に該当しますから、返済を受けられなくなった手付金の損失は、貸倒損失として必要経費に算入できることになります。

しかし、ご質問の場合のように、工事がある程度進行しているときには、その進行部分については、事実上回収したことになりますので、手付金の額からその部分の価額を控除した残高に相当する部分の金額だけが貸倒損失となります。この場合、進行部分の価額については、必ずしも建設会社が支出した実際の工事原価によらなければならないというものではなく、実際に利用できる部分の価額を見積もって評価して差し支えないでしょう。

なお、貸倒損失額を計算する際に控除する進行工事部分の価額は、新しく工事して完成する診療所の取得価額に算入することになります。

質問２　往診用として使用していた自動車を下取りに出して、新車を購入しました。下取りに出した自動車の損失は、どのように取り扱われますか。

回　答　事業の必要経費にならず譲渡所得の損失となります。

いわゆる「下取り」は、その下取りされた価額によってその資産が譲渡されたことにほかなりません。一方、事業のために使用されていた資産の譲渡による所得でも、その資産が固定資産である場合には、その所得は、原則として譲渡所得として課税されることになります。したがって、往診用として使用していた自動車（固定資産に該当します）を下取りに出して損失が生じたということは、事業の損失ではなく、譲渡所得の損失が生じたことになります。この場合の譲渡損失は、次の算式で計算することになります。

（下取価額）－（取得費＋譲渡経費）＝譲渡損（益）

注　「取得費」は、譲渡した資産（ご質問の場合は、下取りに出した自動車）の取得価額から下取時までの減価償却費の累計額を差し引いたいわゆる未償却残高をいいます。

また、下取損失は、医業の所得（事業所得）やその他の所得から控除する「損益通算」が認められますから、結果として、その分だけ課税所得が少なくなります。

なお、下取りに出した資産が、いわゆるスクラップ化したために素材としての価値しかないような場合には、その下取損失は、譲渡所得の損失としないで、資産損失としての事業の必要経費となります。